

令和8年度出雲市老朽危険空家等除却支援補助事業のご案内

出雲市 都市建設部 建築住宅課空き家対策室

近年、本市においても空き家が増加しています。適正な管理が行われず放置された空き家は、近隣住民の生活環境に悪影響を与える恐れがあります。本市では、老朽した危険空家の除却を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、「老朽危険空家等除却支援補助事業」を創設し、予算の範囲内において、老朽危険空家の所有者等に対して除却工事費の一部支援を行っています。

- (1) 1年以上居住その他の使用がされておらず、かつ、今後も使用される見込みのない建築物であって、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの
- (2) 次に掲げる要件にすべて該当する空き家であること
 - ① 主として居住の用に使用する建築物（併用住宅については延べ面積の2分の1以上を居住の用途に使用するもの）
 - ② 主たる構造が木造の建築物
 - ③ 補助金交付要綱の別表第1に定める基準において、「空家の不良度・危険度」の評点の合計が100点以上である建築物
 - ④ 建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地（人が居住する建築物が存在するもの）との境界線または道（一般の交通の用に供するもの）との境界線の距離を超える建築物
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に規定する命令を受けていない建築物

老朽危険空家を除却する工事であって、次に掲げる要件にすべて該当するもの

- (1) 補助対象となる老朽危険空家のすべてを除却するもの（ただし、補助対象となる空き家に付属する工作物は周囲に対して防災上著しく危険性があると認めるときは併せて補助対象となります。）
- (2) 交付申請書の提出日の属する年度内に完了するもの
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの

- (1) 個人であって、次のいずれかに該当する者
 - ① 老朽危険空家の所有者
 - ② 老朽危険空家所有者の相続人
 - ③ 所有者または相続人から老朽危険空家の除却についての同意を得た者
- (2) 市税等の滞納がない者

※共有名義の建築物については、共有者全員の合意により1名を選出してください。

※所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある建築物については、権利を有するもの全員の同意を得てください。

補助限度額 100万円

※補助金額は、「実際の除却工事費」または「国が示す標準的な除却工事費」のいずれか低い方の額に10分の4を乗じた金額となります。

(1,000円未満の端数は切り捨て)

※補助金額の算定は「交付申請額の算定シート(4ページ)」により計算します。

令和8年4月7日～

※ただし、令和9年2月26日(金)までに工事が完了するものに限りです。

(1) 事前調査申請

補助金交付申請の前に、補助対象となる老朽危険空家に該当するか否かの判定を行いますので、「老朽危険空家等除却支援事業補助金事前調査申請書(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して申請してください。

【添付書類】

- ア. 位置図(付近見取図)
 - イ. 配置図、平面図及び床面積求積図
 - ウ. 現況写真(建築物及び周囲の状況が分かるもの)
 - エ. 建築物及び土地の所有者を確認できる書類(登記事項証明書等)
- ※ その他必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

(2) 補助金交付申請

補助対象となる場合、除却工事に着手する前に「老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書(様式第3号)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して申請してください。

【添付書類】

- ア. 建築物の所有者等であることを証する書面(登記事項証明書、法定相続情報一覧図、戸除籍謄本等)
 - イ. 建築物の共有者全員の合意により選出された者であることを証する書面(共有名義の建築物に限ります)
 - ウ. 建築物の権利を有する者全員の同意を得たことを証する書面(所有権以外の物権(賃借権を含む)の設定がある建築物に限ります)
 - エ. 除却工事に要する費用が確認できる書類(除却工事の見積書、積算書等)
 - オ. 市税の滞納がない旨を証明する書類
- ※その他必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。

(3) 工事完了実績報告

除却工事が完了したときは、「老朽危険空家等除却支援事業補助金実績報告書(様式第8号)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。

【添付書類】

- ア. 除却工事の完了後の写真
- イ. 除却工事に係る契約書の写し
- ウ. 除却工事に要した費用の領収書の写し

※その他必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。

(4) 補助金交付請求

除却工事が完了したときは、「老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書(様式第9号)」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

	手続き	申請者	出雲市
(1)	事前調査申請	「補助金事前調査申請書(様式第1号)」に必要書類を添付し、申請してください。	補助対象となる老朽危険空家に該当するかどうか、書類審査及び市職員による現地調査を実施し、「事前調査結果通知書」により、結果をお知らせします。
	除却工事の見積依頼	依頼する解体業者を選定してください。	
(2)	補助金交付申請	補助対象となる老朽危険空家に該当する旨の通知後、「補助金交付申請書(様式第3号)」に必要書類を添付し、申請してください。	申請書の受理、審査後、「補助金交付決定(不交付)通知書」により、結果をお知らせします。
	工事契約 除却工事 工事代金 支払い	「補助金交付決定通知書」の受取後、解体業者と工事契約を締結し、工事に着手してください。除却工事完了後、工事代金を解体業者へお支払ください。	
(3)	工事完了実績報告	除却工事が完了し、工事代金の支払後、「補助金実績報告書(様式第8号)」に必要書類を添付し、報告書を提出してください。	提出書類及び市職員による現地確認を実施し、最終的な補助金の額を「補助金額確定通知」によりお知らせします。
(4)	補助金交付請求	「補助金額確定通知書」の受取後、「補助金交付請求書(様式第9号)」を提出してください。	請求書を提出いただいた後、指定口座へ補助金を振り込みます。
<p>当該補助事業により除却された空き家の土地について、住宅用地特例が適用された場合は除却前と同様に、固定資産税等を減額する特例措置(最大2年間)を行います。詳しくは、建築住宅課空き家対策室にお尋ねください。</p>			

算定例

国交省標準除却費
(令和8年度の場合)
木造 36,000円

床面積求積図
により算定さ
れた面積を記
入ください。

除却工事の見積書等
による費用を記入く
ださい。ただし、草木
の除草、伐採に要する
経費等は除きます。

除却工事費 (a)		1,200,000円
補助対象経費 (b)	$(a) \times 8 / 10$	960,000円
延べ面積		100 m ²
国土交通大臣が定める 標準除却費のうち除却 工事費	木造	$100.00 \text{ m}^2 \times 36,000 \text{ 円} / \text{m}^2 = 3,600,000 \text{ 円}$
	合計 (c)	3,600,000円
補助対象経費の限度額 (d)	$(c) \times 8 / 10$	2,640,000円
限度額を考慮した補助 対象経費 (e)	(b) と (d) の少ない方の額	960,000円
補助金額 (f)	$(e) \times 1 / 2$	480,000円
交付申請額(交付額)	(f) と 1,000,000円の少ない方の額	480,000円

補助金の交付申請額に
なります

備考

- 1 「除却工事費」とは、補助対象建築物の除却工事に要する費用とします。
- 2 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用するものとします。
- 3 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

《申し込み・問い合わせ先》

693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市 都市建設部 建築住宅課空き家対策室

電話：0853-21-6210 ファクス：0853-21-6594

E-mail：akiya@city.izumo.shimane.jp

http://www.city.izumo.shimane.jp